

第6回検討会（平成27年12月21日）での意見等を踏まえた変更点
（概要）

平成28年1月5日
内閣府政策統括官
（原子力防災担当）

（全体）

Y アルファベットの略語について、初出のところに内容を追記。

（個別部分）

Y 2.(2)（8ページ）において、安定ヨウ素剤の目的を追記。

Y 2.(3)（10ページ）において、防護の判断の中のうち、軽微なものは下位の組織でも決断できる旨を追記。

Y 2.(3)（11ページ）において、情報伝達の仕組みやシステムについて、自然災害対応に使用されているものを参考とする旨追記。

Y 2.(4)（11ページ）において、資機材等の整備について、訓練等でチェックしながら精査する必要性を追記。

Y 3.(1)（11ページ）において、平時の研修等の重要性を追記。

Y 4.(3)（15ページ上段）において、国及び自治体の職員の被ばく線量の把握及び保管の責任について追記。

Y 4.(3)（15ページ中段）において、実施要請機関による民間事業者従業員の被ばく線量管理について、管理の目安を超えたかどうかの確認を行うこと飲みとしていた点を修正。

Y （17ページ）において、一般国民の意識の涵養の重要性について追記。

Y 別紙2（19ページ）において、マスクフィットネス検査について、行わなければ使用できないわけではないが、それが必要である趣旨を明確化。

Y 別紙2（20・21ページ）において、測定機器について、定期点検を行うとともに必要に応じ校正を行うことを明確化。

Y 別紙2（20ページ）において、安定ヨウ素剤の目的を追記（8ページと同趣旨）。

（以上。）